

## 11月は「人材開発促進月間」です！

厚生労働省では、11月を「人材開発促進月間」（本年度より「職業能力開発促進月間」から改称）、11月10日を「技能の日」として職業能力の開発・向上の促進及び技能の振興を目指します。

[・事業主向けリーフレット「人材育成支援策のご案内」](#)

[・求職者向けリーフレット「ハロートレーニング」](#)